## 「週休2日適用工事(交替制)」特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日(交替制) に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休2日適用工事(交替制)」受 注者希望方式の対象案件である。なお、通期の週休2日(交替制)について、受 注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

通期の4週8休以上(対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が 交替しながら休日率28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態)を前提に、 補正対象経費に通期の週休2日補正係数を乗じて予定価格を作成している。

受注者は、月単位の週休2日(交替制)の取り組みの希望の有無を工事着手前に、監督員と打合せ簿により協議するものとする。

休日率の達成状況により、月単位を希望して月単位の4週8休以上を達成した場合は、月単位の週休2日補正係数に設計変更する。月単位の4週8休に満たないもの、月単位を希望しなかったもので、通期の4週8休以上を達成した場合は、通期の週休2日補正係数のままとする。通期の4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

参考データは、新潟県ホームページ参照のこと。
(https://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html)